



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 2 2 2 号 令和 2 年 7 月 1 7 日 発行

## 目 次

は県例規集登載

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 7 7	令和 2 年度徳島県一般会計補正予算（第 3 号及び第 4 号）の要領を公表する件	財政課
4 7 8	地籍調査の成果を認証した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
4 7 9	解除予定保安林を告示する件	農林水産基盤整備局 森林整備課
4 8 0	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
4 8 1	特定調達契約について一般競争入札に付する件	教育委員会

### 【正誤】

番 号	表 題	担当課名
	令和 2 年 3 月 3 1 日付け徳島県報第 1 8 5 号徳島県教育委員会訓令第 1 号中訂正	教育委員会

徳島県告示第四百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和二年七月六日徳島県議会の議決を経た令和二年度徳島県一般会計補正予算（第三号及び第四号）の要領を次のとおり公表する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第四百七十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、阿波市長から認証の請求のあつた地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 調査を行った者の名称

阿波市

二 調査を行った時期

平成三十年度及び令和元年度

三 成果の名称

阿波市吉野町西条字亀田、大柳、折口、江崎、大牛及び蛭池の各一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

阿波市吉野町西条字亀田、大柳、折口、江崎、大牛及び蛭池の各一部

五 認証年月日

令和二年七月二日

徳島県告示第四百七十九号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 解除に係る保安林の所在場所  
勝浦郡勝浦町大字棚野字中立川四六の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>

三 解除の理由  
学校教育用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第四百八十号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	徳島市国府町東黒田、 鳴門市里浦町里浦、吉 野川市山川町堤外、板 野郡板野町川端及び三 好郡東みよし町加茂	令和二年五月二十六日から 令和三年一月二十九日まで

徳島県告示第四百八十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の件名  
タブレットPC
  - 2 購入物品等の数量、特質等  
入札説明書による。
  - 3 納入期限  
令和二年十月三十日（金曜日）
  - 4 納入場所  
入札説明書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- この入札に参加する者に必要な資格は、1から6までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 入札説明書の交付を受けた者であること。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所等

- 1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書及び契約条項についての問合せ先

郵便番号七七〇一八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会学校教育課

電話 〇八八―六二二―三三三五  
ファクシミリ 〇八八―六二二―二八八二

電子メール gakkoukyoui.kuka@pref.tokushi.na.jp

## 2 入札説明書の交付期間

令和二年七月十七日（金曜日）から同年八月十八日（火曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前九時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

## 3 入札説明書の交付方法

無料で配布する。

## 四 入札についての問合せ方法

入札説明書による。

## 五 入札に参加する者に求められる事項等

1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、2の(一)に掲げる提出期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 2 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び提出方法

### (一) 提出期限

令和二年八月十八日（火曜日）正午

### (二) 提出場所

郵便番号 七七九―〇一〇八

板野郡板野町犬伏字東谷一番地七

徳島県立総合教育センター教育情報課

### (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、封筒の表面に「タブレットPC応札仕様書等在中」と朱書きし、書留郵便にて、提出期限までに必着のこと。）

## 六 入札手続等

### 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

#### (一) 日時

令和二年八月二十五日（火曜日）午前十一時

#### (二) 場所

板野郡板野町犬伏字東谷一番地七

徳島県立総合教育センター四階 プレゼンテーション室

#### (三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便にて、2の(一)の提出期間内に必着のこと。）

## 2 郵送による場合の入札書の提出期間、宛先等

### (一) 提出期間

令和二年八月十九日（水曜日）から同月二十四日（月曜日）午後五時まで

### (二) 宛先

郵便番号 七七九一〇一〇八

板野郡板野町犬伏字東谷一番地七

徳島県立総合教育センター教育情報課

### (三) 提出方法

封筒の表面に「タブレットPC入札書在中」と朱書きすること。

## 3 入札方法

入札金額は、見積もった総価を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 入札保証金及び契約保証金

免除

## 5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封筒の表面に「タブレットPC入札書在中」の朱書きがなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名押印のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

## 6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

## 七 契約手続に関する事項

### 1 契約書の作成の要否



2 手続において使用する言語及び通覧  
日本語及び日本国通覧に限る。

八 その他  
詳細は入札説明書による。

#### 九 Summary

- 1 Subject Matter of the Contract  
Purchase of tablet PCs.
- 2 Period for the Submission of Bids  
Hand delivered submissions: August 25th, 2020 by 11:00.  
Submissions by mail: Must be delivered between August 19th, 2020 and  
August 24th, 2020 by 17:00.
- 3 For further information, please send all enquiries to the following  
address:  
School Education Division, Tokushima Prefectural Board of Education  
1-1 Bandai-cho Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570, Japan  
E-mail: gakkoukyoui.kuka@pref.tokushima.jp

令和二年三月三十一日付け徳島県報第百八十五号徳島県教育委員会訓令第一号中次のと  
おり訂正

三	ページ	
十四	行	
規則		誤
訓令		正